

会 議 記 録				
会議の名称	議会議運営委員会			会議場所 全員協議会室 担当職員 小野
日 時	令和7年12月19日(金曜日)			開 議 午後2時00分 閉 議 午後2時39分
出席委員	◎平本 ○松山 富谷 三上 木村 福井 欠席：小林 <小川議長、大塚副議長>			
執行機 関出 席者	桂川市長、山本政策企画部長、牧野総務部長			
事 務 局 出 席 者	吉田事務局長、小川次長、野澤副課長兼総務係長事務取扱、小野議事調査係長、 福沢主査、田中主事			
傍 聴	可	市民0名	報道関係者0名	議員13名(大西、原野、林、法貴、 片山、山木、竹内、梅本、大石、山本、 土岐、菱田、西口)

会 議 の 概 要

14:00

[平本委員長 開議]

- 1 議案の撤回について
- 2 追加議案について

[市長等 入室]

[市長 あいさつ及び説明]

<桂川市長>

亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例は、昭和46年に制定されたが、当時はJRも単線で高速道路も未整備という時代背景であった。現在は交通インフラが整い、京都府南部と比較して土地が安価であることなどから企業の評価も変わっており、条例の活用を希望しない事業者も現れている。一方で、住民や開発予定地の所有者から不安の声があり、説明不足との指摘も受けたため、一旦議案を撤回した上で、時代の要請に即した新たな条例の制定を含めて再検討したい。次に、追加議案として第21号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)及び第22号議案 令和7年度亀岡市水道事業会計補正予算(第2号)を提案する。

[政策企画部長及び総務部長説明]

<平本委員長>

議案の撤回について質疑はあるか。
(質疑なし)

<平本委員長>

次に第21号議案及び第22議案については、本日は聞きおく程度として、議案審査時に担当部課から詳細に説明いただき質疑することとする。

[市長等 退室]

<福井委員>

議案撤回の承認手続きについて、委員会での採決が必要か確認したい。

<事務局長>

会議規則第19条に基づき、議題となった事件の撤回には議会の承認を要する。全国市議会議長会の見解では、撤回は現状維持（現行条例の存続）を求める性質のものであり、質疑討論を行わず簡易採決で決定するのが原則とされている。そのため、本会議の場で承認を諮ることになる。

3 議員提案議案について

- (1) 議第1号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[事務局長 説明]

<平本委員長>

この議案は、再開日に提案したものである。討論通告期限は本日の午後4時とすることによいか。

—全員了—

- (2) 議第2号議案 亀岡市議会ハラスメント防止条例の制定について

[事務局長 説明]

<平本委員長>

議第2号議案「亀岡市議会ハラスメント防止条例の制定」については、前回の議会運営委員会で条例案を示し、意見があれば12日（金）午後5時までに申し出たいただきたいとお願いしていたが、特に意見等はなかったため、前回示した内容で議案を作成したいと思うがどうか。

—全員了—

<平本委員長>

発議者は全幹事長名で、提案理由説明、質疑、付託は省略し、討論通告期限は本日の午後4時とすることによいか。

<福井委員>

本条例は他自治体への視察等を経て、時代に即した内容として制定されるものである。通常、議員提案では提案理由説明を省くことが多いが、市民や議会モニターに対し、条例制定の意図や背景、議会の意思を公に示すため、簡潔な説明の場を設け

てはどうか。

<木村委員>

新しい条例であり、市民に対してもその意図を公に示すことは大事である。

<富谷委員>

プロセスを含め、市民に開かれたものにするため、丁寧な説明があった方がよい。

<平本委員長>

提案理由説明を実施することでよいか。

—全員了—

<平本委員長>

誰が提案理由説明を行うか意見はあるか。

<福井委員>

議会運営委員会委員長が行ってはどうか。

<平本委員長>

私から提案理由説明をすることでよいか。

—全員了—

<平本委員長>

私が提案理由説明を行う方向で進めることとする。質疑と付託については省略することよいか。

—全員了—

(3) 亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程の制定について

[事務局長 説明]

<平本委員長>

「亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程の制定」についても、前回の議会運営委員会で規程案を示し、意見があれば12日(金)午後5時までに申し出ていただきたいをお願いしていたが、特に意見等はなかった。この件については、議案ではないため、この場で制定の可否について決定したいと思うがどうか。

—全員了—

<平本委員長>

この内容で決定することとする。

4 12月議会最終日(12月22日)の日程等について

(1) 会議予定

[事務局長 説明]

<平本委員長>

当日の会議予定であるが、午前10時に本会議を開き、議案の撤回、追加議案の提案等が行われ、その後、午前10時20分頃から環境市民厚生常任委員会及び産業建設常任委員会で付託議案審査から表決まで順次実施していただき、審査等終了後

に一旦休憩をはさみ、委員長報告の確認等を行っていただく。総務文教常任委員会においては議案審査がないため、2常任委員会の審査と並行して委員長報告等の確認を行っていただく。その後、議運事前調整、議会運営委員会を開催し、会派会議を経て、午後1時30分予定で本会議を再開できればと考えている。定例会（12月議会）休会後は議長記者会見と広報部会・広聴部会をそれぞれお世話になるのでよろしく願います。このような進行とすることでよいか。

—全員了—

（2）議事日程

[事務局長 説明]

<平本委員長>

12月議会最終日の議事日程については、日程第1で、先程、理事者から説明があった第15号議案の撤回について承認するか表決していただくが、本件については、全国市議会議長会に対応を確認しており、議案の撤回については、提出案件の成立を望まない、現状維持を求めるものであるため、承認することが原則とされている。また、撤回することが明瞭であること等から、撤回の内容については、質疑、討論を行わず許可を決定する旨を例とされている。次に日程第2、追加議案である第21号議案及び第22号議案については、市長の提案理由説明後、質疑、付託を行い、一旦暫時休憩として、先ほど説明があったとおり、委員会等を経て本会議を再開し、日程第3として、日程第1で撤回される第15号議案を除く、第1号議案から第14号議案及び第16号議案から第22号議案について、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行う。なお、後ほど説明するが、第1号議案に対する修正案が提出されており、その内容によっては進行が変わるのでご承知願う。次に、日程第4、議第1号議案「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」については、先ほど決定していただいたとおり、討論と表決をしていただく。日程第5、議第2号議案「亀岡市議会ハラスメント防止条例の制定」についても、先ほど決定していただいたとおり、提案理由説明と表決をしていただく。日程第6、議員の派遣については、詳細を後ほど説明するが、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき議長及び副議長の派遣について表決を行う。このような進行とすることでよいか。

—全員了—

（3）修正案

[事務局長 説明]

<平本委員長>

第1号議案一般会計補正予算（第4号）に対する修正案が、大西議員、片山議員、三上議員から提出されている。発議者を決定したいと思うが意見はあるか。

<三上委員>

私と大西議員、片山議員が発議者となる。

<平本委員長>

他になれば、提出者でもある3人を発議者としたいがよいか。

—全員了—

(4) 日程第2の流れ

[事務局長 説明]

<平本委員長>

次に(4)日程第2の流れについて、各委員長報告の後に引き続き、第1号議案に対する修正案の発議者となられた議員のうち1人に登壇の上、内容を説明していただく。その後委員長報告及び修正案の説明に対する質疑を行い、討論、表決の順で進行したいと思うがどうか。

—全員了—

(5) 討論通告期限

[事務局長 説明]

<平本委員長>

最後に討論通告期限であるが、第1号議案から第20号議案については、本日19日(金)午後4時が期限であるのでよろしく願います。なお、第21号議案および第22号議案については、22日(月)の委員会審査終了時を期限とするので承知願う。このような内容で確認いただきたいがよいか。

—全員了—

5 議員の派遣について

<平本委員長>

京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会に大塚議長、市町村職員等共同研修に小川議長と大塚副議長が参加されることから、会議規則第167条の規定に基づき議決することとなる。このような内容で確認いただきたいがよいか。

—全員了—

6 令和7年亀岡市議会定例会令和8年2月特別議会及び3月議会日程案について

[事務局長 説明]

<平本委員長>

2月特別議会は令和8年2月9日(月)の1日のみ、3月議会は同年2月20日(金)から3月27日(金)までの36日間の議会期間を予定しており、詳細については資料を確認していただきたい。これはあくまでも予定であり、変更される場合もあることをご承知いただきたいが、このような日程で進めることでよいか。

—全員了—

7 その他

(1) 執行部のペーパーレス化について

[事務局長 説明]

<平本委員長>

執行部のペーパーレス化について、執行部が議場で外部通信を行うために必要となる先例・申合せの改正案は資料記載のとおりである。この場で改正の可否について決定したいと思うがどうか。

—全員了—

(2) 議会運営委員会等の日程

(3) 1月の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<平本委員長>

レジュメ記載の内容で、それぞれ確認いただきたいがよいか。

—全員了—

14:39